

生活保護のしおり

このしおりは、生活保護を受けようとする場合の手続きの方法などを記載しています。
読んで分からないことがありましたら、下記へお尋ねください。
また、必要なときにいつでも見ることが出来るよう、大切に保管してください。

可児市福祉事務所

福祉支援課生活支援係

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地

TEL(0574)62-1111(代表) (内線 3176～3178)

目 次

生活保護の目的	1
保護を受けるまでの手続き	2
生活保護の種類	3
生活保護を受けると	7
生活保護を受けている方の権利	8
不服申し立てについて	9
生活保護を受けている方の義務	10
保護費を返還しなければならないとき	13
医療機関を受診するとき	15
担当員（ケースワーカー）とは	15
民生委員（児童委員）とは	15

生活保護の目的

私たちは、病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、年を取り収入が少なくなったりなど、いろいろな事情で生活に困ることがあります。

生活保護制度は、このようなとき、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても、なお生活が成り立たない世帯に対して、国が一定の基準に従って必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。

憲法

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする

(無差別平等)

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

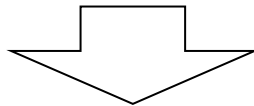
保護を受けるまでの手続き

1 相談

生活に困って、生活保護のことをお聞きになりたい方は、町村役場、福祉事務所に
ご相談ください。

相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認させていただきます。
プライベートな部分もありますので、お話は可能な範囲で構いませんから、気軽に
相談してください。

相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要
な場合には申請をしてください。



2 申請

生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。申請書類に必要
事項を記入して福祉事務所へ提出してください。申請に伴い、調査に必要な書類や
資産状況を確認できる資料なども求めることがあります。

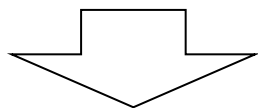
なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請するこ
ともできます。

※明らかに窮迫した状況にあるときは本人からの申請がなくても、福祉事務所が
職権で生活保護を開始する場合があります。

また、申請者等が暴力団員であることが確認された場合には原則として、既に申
請を行っている場合には申請を却下し、相談等の段階である場合には暴力団を離
脱しない限り申請を行っても却下となります。

申請されたときに、確認させていただく書類の例

・預貯金の証書	・マイナンバーカード	・運転免許証
・生命保険の証書	・給料の明細書 (月分 ～ 月分)	・賃貸借契約書
・損害保険の証書		・土地家屋賃貸借契約証明書
・証券	・児童扶養手当の通知書	・家賃の領収書
・登記簿謄本	・児童手当の通知書	・身体障害者手帳
・車検証	・特別児童扶養手当の証書	・療育手帳
・年金証書	・特別障害者手当の証書	・社会保険証
・直近の振込通知書	・雇用保険受給者証	・国民健康保険証
・直近の改定通知書	・傷病手当の振込通知書	・福祉医療費受給者証



3 調査

生活保護の申請をされますと、面接やご自宅への訪問、官公署・金融機関・親族への照会などにより、保護の要否や程度を判定するために必要な調査をさせていただきますので協力して下さい。（調査を拒否したり、虚偽の申し立てをしたときは、保護を受けられないことがあります。）

<調査の内容と生活保護制度について>

(1) 生活保護と資産の関係

現金、預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、貴金属など、資産の保有状況を調査します。預貯金、生命保険については、金融機関（銀行、郵便局など）や生命保険会社などに資産調査も行います。

売却などが可能な資産がある場合には、処分して生活費に充てていただくこともあります。ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められますし、事情によっては自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

保有を認められない資産の例

- ・活用していない宅地、田畑や山林
- ・活用している宅地、家屋、田畑や山林で処分価値が利用価値に比して著しく高いもの

(2) 能力の活用

働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障害、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先します。

なお、求職活動を行うにあたり、就労支援などの支援も行っています。

(3) 親族からの援助について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

なお、親族からの扶養は可能な範囲での援助をいうものであり、援助可能な親族がいることで生活保護の申請ができないというものではありません。

福祉事務所から、民法上の扶養義務がある親族に対して援助が可能かどうか照会させていただくことがあります。

また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。

(4) 他の制度の利用

生活保護以外にも、年金、各種手当、医療助成、社会保障など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、そちらを優先して活用していただきます。

生活保護法

(保護の補足性)

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

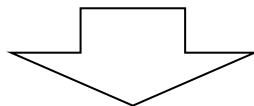
2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

民法

(扶養義務者)

第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

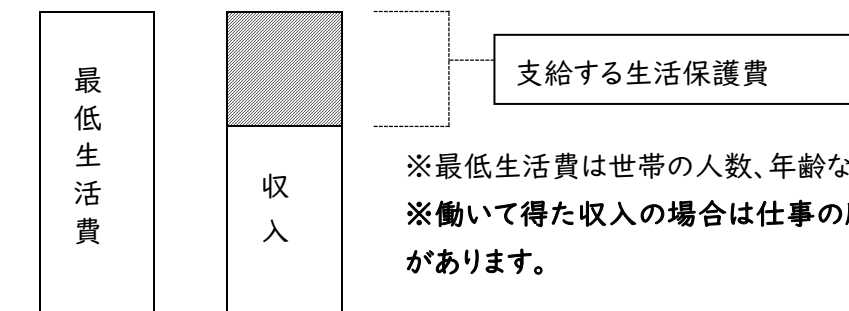


4 決定

(1) 決定

さまざまな調査を行った後、国が定める基準をもとに保護の利用ができるかどうかを決定します。

国が決められている保護基準によって計算した、あなたの世帯に必要な「最低生活費」と、あなたの世帯のすべての「収入」とを比べ、最低限度の生活を送るのに足りない分が保護費として支給されます。「収入」が「最低生活費」を超える場合には、生活保護の利用はできません。



※最低生活費は世帯の人数、年齢などによって異なります。

※働いて得た収入の場合は仕事の励みになるように収入からの控除額があります。

生活保護法

(基準及び程度の原則)

第 8 条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。

(2) 結果通知

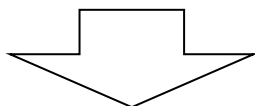
保護が受けられる場合には、保護開始決定通知書をお渡しします。

保護が受けられない場合には、理由を記載した保護却下決定通知書をお渡しします。

※保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には、最長で30日以内）に通知します。

※福祉事務所の決定に不服があるときには、不服の申立てができます。

(P9 不服の申立て参照)



5 支 給

生活保護費は、毎月5日に支給されます。ただし、5日が土日祝日の場合は、その直前の平日に支給します。1か月分の生活保護費がまとめて支給されますので、計画的に使用するようにお願いします。

なお、生活保護は、その全部を金銭で支給するものではありません。保護の種類によっては、福祉事務所があなたに代わって直接関係先に支払う（代理納付）ものもあります。

生活保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、世帯の状況に応じて必要な扶助が受けられます。

生活扶助	食事、衣服、光熱水費など、日常生活に必要な費用
教育扶助	小・中学生に必要な教科書やその他の学用品など
住宅扶助	家賃、地代、家屋補修費など
医療扶助	けがや病気の治療に必要な費用（保険適用のものに限る）
介護扶助	介護サービスを受ける時の費用
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	高等学校の修学費用、技能習得に必要な費用 など
葬祭扶助	葬祭の費用

生活保護を受けると

国民年金の保険料、NHK の受信料、固定資産税等は、生活保護受給中は免除や減額される場合があります。また、国民健康保険や後期高齢者医療等は資格を失うことがあります。

申請が必要なものもありますので、福祉事務所や市町村役場にご相談のうえ、必要な手続きを取ってください。

生活保護を受けている方の権利

- 条件を満たせば、すべての方が平等に、世帯の生活の必要に応じた扶助を受けることができます。
- 正当な理由なく、既に決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。
- 生活保護として支給されたものには、税金をかけられたり差し押さえられたりすることはありません。

生活保護法

（不利益変更の禁止）

第56条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

（公課禁止）

第57条 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

（差押禁止）

第58条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

（譲渡禁止）

第59条 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

不服申し立てについて

生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して、3 ヶ月以内に岐阜県知事に対して審査請求を行うことができます。

なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

ただし、日本国籍がない方は審査請求を行うことができません。

生活保護法

(審査庁)

第64条 第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第55条の4第2項(第55条の5第2項において準用する場合を含む。第66条第1項において同じ。)の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

生活保護を受けている方の義務

生活上の義務（法第60条）

- 働ける能力のある人は、その能力に応じて収入を得ることができるよう努めてください。（就労能力があるにもかかわらず働かない人などには、指導・指示を行い、それを守らない場合は保護を変更、停止又は廃止することがあります。）
- 病気やけががある人は医療機関を受診し、医師の指示に従い治療に専念し、健康の保持増進に努めてください。
- 家計状況をしっかりと把握し、支出の節約を図るようにしてください。
- 保護を受けている間は、借金をしないでください。もし、金融機関や知人等からお金を借りた場合、借りたお金は全額を収入として認定することになり、生活保護費を減額調整（額によっては生活保護停止又は廃止）することになります。また、生活保護費からの借金返済は原則として認められません。
- 自動車の保有、使用は原則認められていません。他人の車であっても同じです。

届出の義務（法第61条）

生活保護の受給中、生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。

必要な届け出をしなかったり、収入を偽ったり、事実と異なる申請や届け出をして不正に生活保護を利用した場合は、保護費を返還してもらう（法第63条または78条）ほか、法第85条や刑法の規定により処罰される場合があります。

（P13 保護費を返還しなければならないとき参照）

① 収入申告

あらゆる収入について、収入があった場合には速やかに申告してください。

また、稼働年齢(65歳未満)の方は収入がなくても毎月、それ以外の方は毎年1回以上、定期的に申告が必要です。

高校生のアルバイト収入も申告が必要です。

収入申告を適正に行えば、控除や収入として認定しない取扱いができることがあります。

※控除とは：収入から一部が除外されることです。控除された分は、保護費が減額調整されず、手元にお金が残ることになります。

収入の例

- 給与などの定期的な収入、ボーナス、一時金などの臨時的収入
- 高校生のアルバイト収入
- 国民年金、厚生年金、企業年金、失業手当などの収入
- 仕送り、養育費、遺産などの収入
- 不動産等の資産の売却収入
- 債務整理による過払金収入
- その他の臨時収入（生命保険の入院給付金、解約返戻金、慰謝料、宝くじなど）

② 資産申告

資産があってもなくても、年1回の申告が必要です。新たに口座の開設をした、生命保険に加入した、土地を売却したなど資産の状況に変化があった場合は速やかに申告してください。

③ 生活状況の変化

次のようなことがあった場合は、速やかに届出をお願いします。

- ・ 新しく仕事を始める、仕事を辞める、勤務条件が変わる
- ・ 住所や家賃が変わる
- ・ 世帯の人数が変わる（出生、死亡、転入、転出など）
- ・ 帰省、帰国などで長期間留守にする
- ・ 身体障害者手帳、精神保健福祉手帳を取得、等級が変更

- 社会保険に加入、喪失
- 自立支援医療、指定難病医療の取得、更新
- 生活保護から自立する見通しがついた など

指示等に従う義務（法第62条）

生活の維持向上のため、担当員（ケースワーカー）の指導・指示に従ってください。

従わないときは、必要に応じて、保護の変更・停止・廃止を行うことがあります。

生活保護法

（指導及び指示）

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない。

3 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

（生活上の義務）

第60条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

（届出の義務）

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

（指示等に従う義務）

第62条 被保護者は、保護の実施機関が第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更正施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規程により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

保護費を返還しなければならないとき

1. 不正な手段により保護を受けたとき（不正受給）

必要な届出（申告）をしなかったり、収入を偽って申告したり、事実と異なる届出をして、保護費を受け取ると「不正受給」となります。不正に受けた保護費は福祉事務所に返還していただきます。また、正しく申告していたら受けられたはずの控除なども受けることができなくなります。

特に悪質な手段による「不正受給」と判断された場合には、警察へ告訴などを行う場合があります。（P10 届出の義務参照）

2. 資力がありながら保護を受けたとき

急迫した事情のため、本来資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、先に支給された保護費を後から返還していただきます。例えば、財産や資産がすぐに処分できなかった場合は処分した時点で返還するとか、交通事故による補償金がすぐにもらえなかった場合はもらった時点で返還するなどです。

3. 扶養能力のある扶養義務者がありながら保護を受けたとき

扶養義務者が、十分な扶養能力を持ちながら、その保護を受けているものに対して扶養しなかったことが後から分かったときには、その扶養義務者の扶養能力の範囲内でそれまでの保護のために要した費用の全部、又はその一部を扶養義務者から徴収できることになっています。

生活保護法

（費用返還義務）

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

（費用等の徴収）

第77条 被保護者に対して民法の規程により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

（罰則）

第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

医療機関を受診するとき

福祉支援課で「傷病届」の申請をし、「診療依頼書」を持って受診してください。
社会保険証、自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証をお持ちの方はあわせて提示して受診してください。

同じ病気で2か所以上の病院にかかることは、原則認められません。また、できるだけ家から近い病院を受診してください。

入院、退院した時は速やかにご連絡ください。（入院が1か月を超えると、生活保護の支給額が変わります。）

医者から処方される医薬品については、原則、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用してください。

担当員（ケースワーカー）とは

福祉事務所には、ケースワーカーと呼ばれる担当員がいます。担当員は、生活保護制度を正しく使っていただくために、あなたの家庭の生活状態や収入等について調査したり、いろいろな相談に応じるために、ときどきあなたのお住まいや入院（所）先を訪問します。 プライバシーは固く守ります。

民生委員（児童委員）とは

民生委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受け、福祉事務所の協力機関になっています。生活保護はもちろん、児童問題・母子問題・障害者問題・老人問題など、社会福祉全般にわたって相談を受けておられます。もちろん、相談内容については、法律でプライバシーを守ることになっていますので、安心してご相談ください。

あなたの地区の民生委員
